新	旧
１　基本方針 南知多町は、愛知県水道用水供給事業（以下「県営水道」という。）の知多浄水場で浄水処理された水の供給を受けているため、良好な水質となっていますが、状況に応じ適切な水質検査を行い、より安定した水質管理に努めます。 ※県水は知多浄水場や供給点で検査しています。	**１　基本方針** 水質検査は、水道水の水質基準適合状況を把握し、住民のみなさんが安心して飲んでいただける水道水を供給するために必要な検査で、安全性、信頼性を第一に考え実施していきます。 これまでの水質基準は、平成４年に改正されましたが、その後の新規化学物質の問題提起や、水道水質管理の充実が求められていることなどを受けまして、平成１６年４月１日に水道関係法令が改正されました。 この改正では、新たな水質検査項目が追加され、また、水道事業者の状況に応じた水質基準の柔軟な運用も可能となりました。 南知多町は、愛知県水道用水供給事業（以下「県営水道」という。）の知多浄水場で浄水処理された水の供給を受けているため、良好な水質となっていますが、状況に応じ適切な水質検査を行い、より安定した水質管理に努めます。
２　水道事業の概要 南知多町水道事業の給水区域は、南知多町全域と西尾市一色町佐久島です。 水源は長良川河口堰で、県営水道知多浄水場において浄水処理された水の供給を受けています。 その水を給水区域内の６か所の配	**２　水道事業の概要** 南知多町の上水道は、長良川を水源として県営水道知多浄水場において浄水処理された水の供給を受けています。 その水を給水区域内の６か所の配水池を経由して、みなさんのご家庭に供給しています。

水池を経由して、みなさんに供給しています。 　離島へは、半島側から海底送水管により送水しています。	南知多町水道事業の給水区域は、南知多町全域と西尾市一色町佐久島となっています。 　離島へは、半島側より海底送水管にて送水しています。
４　水質検査地点（図−１） 　６か所の配水池ごとに１か所の末端給水栓を採水地点と定めて検査を行います。	**４　水質検査地点（図−１）** 　給水区域内にあります６か所の配水池ごとに１か所の給水栓を採水地点と定めて検査を行います。
５　検査項目と検査頻度 　法令等に基づき検査項目、検査頻度を決定します。	**５　検査項目と検査頻度** 　南知多町では、過去の水質検査の結果などを考慮し、最新の法令等に基づいた水質基準により検査項目、検査頻度を決定します。 　水道法では、カドミウム及びその化合物などの一部検査項目の内、過去の水質検査の結果が一定数値以下（過去３年間の検査結果が基準値の１０分の１以下）の場合は、「検査をおおむね３年に１回以上とすることができる」と規定されていますが、南知多町では、水道水のさらなる安全性、信頼性の向上を図るため、検査結果の良い項目につきましても年１回の検査を行います。
②水質基準項目（表−１） 　水質基準に関する省令に基づく５２項目のうち、過去の水質検査結果等から省略あるいは頻度を３年に１	②水質基準項目（表−１） 　水質基準に関する省令に基づく５２項目については、過去の水質検査状況等から省略あるいは頻度を３年に

回とすることができる項目についても、安全確認のため全項目検査します。検査頻度は項目によって年１２回、年４回、年１回とします。 　令和８年度より水質基準項目に設定されたPFOS及びPFOAは、全量県水受水であり過去の県営水道の検査結果と令和８年６月の町の検査結果が基準値の５分の１以下であったため、検査頻度を３年に１回とすることができますが、安全性を確保するため年１回の検査とします。	１回とすることができる項目においても、安全確認のため全項目検査します。検査頻度は項目によって年１２回、年４回、年１回とします。